

## 越後平野における生態系ネットワーク推進協議会

### 規約 (改定案)

#### (目的・名称)

第1条 越後平野において、河川、田園、里渕等の水辺の生物多様性の保全及び持続可能な利用のため、多様な主体が連携・協働し、生態系ネットワークの形成を推進するとともに、自然の価値や魅力を活かした地域の活性化を目指すことを目的として、「越後平野における生態系ネットワーク推進協議会」(以下、協議会という)を設置する。

#### (協議事項)

第2条 協議会では、主に以下の事項について協議する。

- (1) 越後平野における生態系ネットワーク形成の推進に関すること
- (2) 越後平野における指標種の生息環境の保全、再生及び創出に関すること
- (3) 越後平野の自然の価値や魅力を活かした地域の活性化、地域づくりに関すること
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

#### (組織等)

第3条 協議会は、別表に掲げる者によって構成する。ただし必要に応じ、委員を追加することができる。

- 2 委員の任期は、委員就任の日から2年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 協議会には会長1名を置く。会長は、事務局の推薦によってこれを定める。
- 4 会長は協議会を代表し、協議会の円滑な運営と進行を総括する。
- 5 会長に事故等があった時には、事務局の推薦により職務代行者を定める。
- 6 協議会は、部会等の下部組織を置くことができる。

#### (協議会の招集)

第4条 協議会は、会長が招集する。

- 2 やむを得ない理由で委員が協議会に出席できない場合は、代理出席を認める。
- 3 協議会は、必要に応じ、委員以外の関係者の出席を要請し、意見を聞くことができる。

#### (部会)

第5条 協議会に「生息環境検討部会」及び「自然環境活用部会」を置く。

- 2 協議会規約第2条に掲げる事項を具体的に推進するため、必要に応じて、部会に下部組織を置くことができる。

- 3 生息環境検討部会においては、協議会規約第2条の内、指標種の生息環境の保全、再生及び創出に関するなどを検討する。
- 4 自然環境活用部会においては、協議会規約第2条の内、指標種を活かした地域の活性化、地域づくりに関するなどを検討する。
- 5 各部会の運営の必要な事項は、各部会で定める。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、国土交通省 北陸地方整備局 河川部に置く。

(会議の公開)

第7条 協議会の会議は原則として公開する。ただし、野生動植物の保護や個人情報の保護等、公開により支障が生ずると予め想定される事項については、原則として委員限りの取扱いとする。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、令和元年7月22日から施行する。

令和4年2月14日一部改定

令和5年3月8日一部改定

令和6年〇月〇日一部改定